

議案第12号関連資料

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、全国一律の支援として、高校生までの子どもがいる世帯に対し児童1人当たり10万円相当の給付を行うこととされましたが、所得制限があることにより、児童を養育している方の所得が一定以上ある場合、給付の対象外となっております。

このたび、国の補正予算の成立に伴い、地方創生臨時交付金を財源として所得制限により給付の対象外となる世帯に給付金を支給することが可能とされたことを踏まえ、市独自の取り扱いとして所得制限を撤廃し、すべての児童に給付金を支給しようとするものです。

2 事業の概要

(1) 所得制限の撤廃

所得制限により、給付の支給対象外となる世帯(配偶者及び児童2人を扶養親族等にしている場合、主として児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯)に給付金を支給する。

(2) 対象件数

世帯数	児童数
約3,000世帯	約4,000人

(3) 補正予算額

項目	補正予算額
給付金	400,000千円
事務費	1,400千円

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

3 実施スケジュール(予定)

日程	内容
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none">市ホームページ等で広報対象者へ支給案内を送付申請受付開始
3月	<ul style="list-style-type: none">給付金の支給開始(3月上旬) 申請が必要となる、児童が高校生以上の世帯等については、申請受付後に速やかに支給します。